

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約の発注情報について

公益財団法人高知市都市整備公社では、当公社会計規程第 46 条第 3 項の規定に基づき高知市に準じて、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約について、「発注見通し」、「契約締結前情報」、「契約締結後情報」を公表いたします。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者基本法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者からの物品の購入及び役務の提供を受ける場合、又は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者からの役務の提供を受ける場合において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約をいいます。

発注情報[PDF]をご覧ください、参加を希望する団体は、「見積参加申込書(様式 3)」を直接持参またはファックス(送信後着信状況確認必要)にてご提出ください。なお、提出締切日にご注意ください。

業務履行計画書の提出について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に当公社が発注する役務の提供に係る契約(業務委託契約)で、シルバー人材センター及び高知市高齢者等就業支援団体に認定された者を契約の相手方とする役務の提供に係る契約においては、見積書提出時に、業務履行計画書を提出していただきます。

見積に参加される方は、見積書を提出いただく際に、見積書と併せて「業務履行計画書(様式1)」をご提出ください。

《公表対象》

- ・障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設や小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として市長に認定を受けた者が製作した物品の購入のうち、予定価格が 80 万円を超えるもの。
- ・障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者からの役務の提供を受ける場合で、予定価格が 50 万円を超えるもの。